険契約ポートフォリオの通貨を基準通貨とし当該資産の通貨を正味オープン・ポジションの通貨とした変動率に50％を乗じた値のうちいずれか小さい値を乗じた値を当該資産のキャッシュ・フローから控除するものとする。

［一・二　略］

3　［略］

（経費リスクの額）

第六十四条　［略］

2　前項の地理的区分ごとに計算した額は、現在推計の額の計算に用いる直接経費及び間接経費（新契約費を含み、取扱手数料を除く。）が、第一号に定める表の左欄に掲げる地理的区分に応じ、同表の右欄に定める割合で増加し、かつ、現在推計の額の計算で用いるインフレ率が、第二号に定める表の左欄に掲げる地理的区分及び同表の中欄に掲げる期間の区分に応じて、同表の右欄に定める水準で上昇するストレス・シナリオを適用することにより、当該ストレス・シナリオの影響を受ける資産の額及び負債の額を再計算した場合における純資産の減少額（当該額が０を下回る場合にあっては、０とする。）とする。ただし、インフレ率の上昇は、インフレーションに影響を受ける経費のみに適用するものとする。

一　［略］

二　インフレ率の変動水準

地理的区分	期間	水準（％）
［略］		
その他先進国市場	基準日より十年間	2
	基準日より十年経過後	1
［略］		

3　［略］

（信用リスクの額）

第百二十八条　第四十五条第一項第一号イ⑸に掲げる信用リスクの額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一　各信用エクスポージャーに係る信用リスクの額の合計額（第百三十条に規定する信用エクスポージャーの額に次款第三目に規定するリスク係数を乗じて得られる各信用エクスポージャーの信用リスクの額の合計額をいう。）

［二・三　略］

（返済が専ら資金使途の目的である不動産からの賃料その他の収入に依存している居住用以外の不動産に係るもののリスク係数）

第百四十条　［略］

［２・３　略］

4　第二項のDSC比率は、第一号に定める額を第二号に定める額で除して得た比率をいう。

一　［略］

二　元利金返済額（前号と同一の期間における当該不動産に係る信用供与への元利金の返済額をいう。）

契約ポートフォリオの通貨を基準通貨、当該資産の通貨を正味オープン・ポジションの通貨とした変動率に50％を乗じた値のうちいずれか小さい値を乗じた値を当該資産のキャッシュ・フローから控除するものとする。

［一・二　同左］

3　［同左］

（経費リスクの額）

第六十四条　［同左］

2　［同左］

一　［同左］

二　［同左］

地理的区分	期間	水準（％）
［同左］		
その他先進国市場	基準日より十年間	2
	基準日より十年経過後	1
［同左］		

3　［同左］

（信用リスクの額）

第百二十八条　［同左］

一　各信用エクスポージャーに係る信用リスク額の合計額（第百三十条に規定する信用エクスポージャーの額に次款第三目に規定するリスク係数を乗じて得られる各信用エクスポージャーの信用リスクの額の合計額をいう。）

［二・三　同左］

（返済が専ら資金使途の目的である不動産からの賃料その他の収入に依存している居住用以外の不動産に係るもののリスク係数）

第百四十条　［同左］

［２・３　同左］

4　［同左］

一　［同左］

二　元利金返済額（前号と同一の期間における当該不動産に係る信用供与への元利金の返済額いう。）